

令和3年度 「瀬戸ヶ谷スポーツ会館」 収支予算書

(R3. 4. 1~R4. 3. 31)

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	6,749,000		6,749,000		6,749,000	横浜市より
利用料金収入	0		0		0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	48,000		48,000		48,000	
自主事業収入	0		0		0	
雑入	128,000	0	128,000	0	128,000	
印刷代	0		0		0	
自動販売機手数料	78,000		78,000		78,000	
駐車場利用料収入	0		0		0	
その他（広告ラック収入・預金利息）	50,000		50,000		50,000	
収入合計	6,925,000	0	6,925,000	0	6,925,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	4,560,000	0	4,560,000	0	4,560,000	
給与・賃金	4,550,000		4,550,000		4,550,000	時給職員7名
社会保険料	10,000		10,000		10,000	
通勤手当			0		0	
健康診断費			0		0	
勤労者福祉共済掛金			0		0	
退職給付引当金繰入額			0		0	
事務費	324,000	0	324,000	0	324,000	
旅費	5,000		5,000		5,000	出張旅費
消耗品費	95,000		95,000		95,000	事務消耗品費
会議賄い費	5,000		5,000		5,000	
印刷製本費	0		0		0	
通信費	107,000		107,000		107,000	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	76,000	0	76,000	0	76,000	
横浜市への支払分	11,000		11,000		11,000	目的外使用料等
その他	65,000		65,000		65,000	リース経費等
備品購入費	0		0		0	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	5,000		5,000		5,000	
職員等研修費	21,000		21,000		21,000	
振込手数料	0		0		0	
リース料	0		0		0	
手数料	0		0		0	
地域協力費	10,000		10,000		10,000	地域イベントの協力費等
事業費	146,000	0	146,000	0	146,000	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	146,000		146,000		146,000	
自主事業費	0		0		0	イベントの実施
管理費	1,374,000	0	1,374,000	0	1,374,000	
光熱水費	964,000	0	964,000	0	964,000	
電気料金	900,000		900,000		900,000	
ガス料金	0		0		0	
水道料金	64,000		64,000		64,000	
清掃費	74,000		74,000		74,000	日常・定期清掃費
修繕費	0		0		0	
機械警備費	198,000		198,000		198,000	
設備保全費	138,000	0	138,000	0	138,000	
空調衛生設備保守	0		0		0	
消防設備保守	22,000		22,000		22,000	
電気設備保守	0		0		0	
害虫駆除清掃保守	42,000		42,000		42,000	
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	74,000		74,000		74,000	PC保守 塵芥処理
共益費	0		0		0	
公租公課	461,000	0	461,000	0	461,000	
事業所税	0		0		0	
消費税	461,000		461,000		461,000	
印紙税	0		0		0	
その他（ ）	0		0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	60,000	0	60,000	0	60,000	
本部分	60,000		60,000		60,000	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分	0		0		0	
二一ズ対応費	0	0	0	0	0	
支出合計	6,925,000	0	6,925,000	0	6,925,000	
差引	0	0	0	0	0	

自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		
管理許可・目的外使用許可収入				0		
管理許可・目的外使用許可支出				0		
管理許可・目的外使用許可収支				0		

令和3年度 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 指定管理者事業計画書			
申込年月日 令和 3年 2月 12日			
団体名	一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会		
代表者名	代表理事 畑尻 明	設立年月日	平成23年 6月 15日
団体所在地	〒240-0052 横浜市保土ヶ谷区峰岡町1-20-4 丸華ビル301		
電話番号	(045) 442 - 7571	FAX 番号	(045) 442 - 7570
沿革	<p>平成7年4月1日 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立（任意団体） ほどがや・西谷・初音が丘地区センター、川島町公園こどもログハウス、瀬戸ヶ谷スポーツ会館、峯小学校・笹山小学校コミュニティハウスの管理運営を開始</p> <p>平成11年5月15日 桜ヶ丘コミュニティハウスの管理運営開始 平成11年5月30日 今井地区センターの管理運営開始 平成17年5月15日 くぬぎ台小学校コミュニティハウスの管理運営開始 平成18年4月1日 今井地区センターの管理運営終了 平成23年4月1日 西谷地区センターの管理運営が終了し、その代替施設としての「西谷会館」の管理運営が開始（平成24年11月30日まで） 平成23年6月15日 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立 平成24年4月1日 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会の管理運営開始 平成24年4月1日 保土ヶ谷公会堂の管理運営開始 平成24年12月15日 西谷地区センター（改築）の管理運営開始</p>		
業務内容	<p>一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会は、平成23年6月15日、それまでの任意団体から法人格を持つ団体として新しく設立され、その目的は従前と同様「区民利用施設の管理運営及び地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与する」ことを目的としています（定款第3条）。</p> <p>この目的を達成するためにつぎの事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区民利用施設の管理運営 2. 文化・芸術・スポーツ等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施 3. まちづくりの推進やこどもの健全育成の推進 4. 区民の自主的な活動の支援（助言、情報提供、調整など） 5. 区民主体のクラブ型組織やサークル化に向けての支援 6. 地域コミュニティの醸成に関する事業 7. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業 		
担当者 連絡先	氏名 館長 水野 真知子	所属	
	電話	FAX	
	E-mail		

(1) 指定管理者に関すること

- ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 指定管理者の業務における瀬戸ヶ谷スポーツ会館指定管理業務の位置づけ
- ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

当法人は、平成7年に任意団体としてスタートしましたが、平成23年6月15日一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会として法人格を取得しました。団体の目的は「区民利用施設の管理運営事業並びに地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与すること」(定款第3条)であり、地域に密着した施設運営を行うために、「地域の特性を活かした館創り」を掲げ、次の経営方針に基づき運営しています。

1. 区民の自主的な活動の支援を通じて活力とふれあいのある地域コミュニティの醸成に寄与します
2. ニーズに応え、利用者満足度の向上に努めます
3. 公正・公平、効率的かつ効果的な区民利用施設の管理運営を行います
4. 永続的に使命を果たすために、効率的で安定した経営を行います

イ 指定管理者の業務における瀬戸ヶ谷スポーツ会館指定管理業務の位置づけ

上記理念の実現を目指す当施設の管理運営は、当法人の存立目的そのものであり、これにより地域住民との交流を深め、地域社会の発展に貢献することは我々に与えられた使命であると考えます。この経営方針を前面に打出し、地域の皆様のご期待にお応えしたいと考えております。

ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

当法人は、これまで任意団体の時代を通じて、地域に密着した運営に努め、地域コミュニティの醸成や住民の連帯意識の形成に貢献してきました。その結果、数多くの区民の皆様のご支持をいただき、現在は区内10か所の市民利用施設の指定管理者となっております。施設が連携することにより保土ヶ谷区全域のニーズを把握でき、各地域に必要なサービスを、連携して補完することが可能です。

令和2年度の管理運営施設は次のとおりです。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市ほどがや地区センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	H7. 4. 1	指定管理
横浜市初音が丘地区センター	同上	H7. 4. 1	指定管理
横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス	同上	H11. 5. 15	指定管理
横浜市峯小学校コミュニティハウス	同上	H7. 4. 1	受託管理
横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウス	同上	H7. 4. 1	受託管理
横浜市くぬぎ台小学校コミュニティハウス	同上	H17. 5. 15	受託管理
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	同上	H7. 4. 1	指定管理
横浜市川島町公園こどもログハウス	同上	H7. 4. 1	指定管理
横浜市保土ヶ谷公会堂	同上	H24. 4. 1	指定管理
横浜市西谷地区センター	同上	H24. 12. 15	指定管理

(2) 瀬戸ヶ谷スポーツ会館の管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

保土ヶ谷区が基本目標として掲げている「いつまでも住み続けたいまち、保土ヶ谷の実現を目指して」に寄り添い、スポーツ会館として、一層住みよい街になるよう「人と人とのふれあい」の面から街づくりを支援したいと考えています。

スポーツ会館の設置理念である「地域住民が自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場」の実現を目指し、次の点を重視します。

1. 施設の物理的制約から、多種のスポーツ利用は困難ですが、卓球、健康体操他、軽運動を通じて一層気軽に利用しやすい施設になるよう努めます。
2. 会議、講習等の地域活動の促進の拠点として利用しやすい施設になるよう努めます。

イ 地域特性、地域ニーズ

保土ヶ谷区の南端、首都高速神奈川3号狩場線の高架下にある施設です。JR保土ヶ谷駅から15分程の住宅街の一角にありますが、南区との境に位置している立地のため、南区民の利用が多いのも特徴的です。この地域は古くからある住宅街のため高齢化が進んでいますが、利用者は高齢者だけではなく成人女性も趣味や健康のためにご利用いただいています。

周囲の道路が狭く新たな利用者には見つけにくい場所ではありますが、こうした特徴を踏まえながら以下の点に留意して地域ニーズ、利用者ニーズの把握に努め、より一層の利用促進と利用者満足度の向上を図ります。

1. 職員、スタッフが直接利用者の声をお聞きするようにします。
2. 地域の方々と構成される運営委員会から意見を求めます。

ウ 公の施設としての管理

1. 横浜市の地区センター条例の設置目的を踏まえ、公平・公正性を確保しながら地域住民の交流拠点としてご利用いただけるような施設運営に努めます。
2. 利用の機会を高めるためにホームページをはじめとした広報の充実を図る一方で、利用者アンケートなどの結果を基に利用者ニーズを反映した自主事業を企画・実施します。
3. 職員による日々の館内外の清掃・点検を実施し、小さなお子さんから高齢者まで、あらゆる世代の利用者が安全かつ清潔な空間で楽しく快適に過ごすことができる場所づくりに努めます。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

(ア) 勤務体制

スポーツ会館の運営は、施設の特徴、実情から日常業務を常時1名のスタッフで遂行しておりますが、緊急時には素早くサポートをできる体制づくりを整えています。この体制により、最も効率的な人員配置で安全・快適な施設を維持することができています。

主な業務は、受付・貸し出しの確認、個人利用時間帯の館内整理と建物・設備の点検・整備・清掃ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒作業も加え、一層安全・安心の確保に向けて遂行します。

1. 管理責任者として館長1名を配置します。館長は非常勤で法人常勤職員が兼任します。
2. 緊急時のサポートとして、1名非常勤で法人事務局職員が兼任します。
3. スタッフ7名がシフトにより交替で勤務します。
4. スタッフについては、各自の予定等も勘案しながらローテーションを作成し、それに従って勤務します。各スタッフの突発的な事情による休みへの対応については、他のスタッフと調整して交代勤務で対応しています。

(イ) 開館・勤務時間

1. 開館時間

開館時間 毎日 午前9時から午後9時（日・祝日は午後5時まで）

休館日 毎月 第3月曜日（休日の場合は翌日）

（年末年始は12月28日～翌年1月4日休館）

2. 勤務時間

午前 午前8時30分～午後0時30分

午後 午後0時30分～午後4時30分

夜間 午後4時30分～午後9時

(ウ) 採用の考え方

スタッフは、地域と利用者のニーズに適切に対応できるように、近隣地域にお住まいの方を公募により採用します。公募にあたっては、地元連合町内会のご協力を仰ぎ、スタッフ募集のチラシを掲示・回覧していただいております。

また、地域活動の経験や子育て・趣味等の経験、いろいろな活動に興味をもち、日々の業務に提案ができる人材を採用しております。多種多様な人材が集まることで、施設運営が活発になると考えております。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

(ア) 個人情報保護等の体制

青少年から高齢者まで様々な方が利用されるスポーツ会館では、多くの個人情報を取り扱います。

当協会では、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報保護に関する条例」に基づき当協会で作成した「個人情報保護方針」と「個人情報保護マニュアル」を徹底することや毎年全職員へ研修を実施すること等を通じて個人情報保護に努めています。

1. 当協会は「個人情報保護方針」を制定しており、個人情報の厳正な取扱いの徹底をする旨を館内に掲示し、利用者に表明します。
2. 「個人情報保護マニュアル」を作成し、館長を個人情報保護責任者として、職員に個人情報保護の厳正な取扱いを徹底させます。
3. 年に一度、職員やスタッフに対し研修を実施し、業務上必要な情報管理として申込書、掲示物や広報誌等の肖像や氏名、肩書等にも配慮した個人情報取扱特記事項の遵守、利用・取得に関するルールや適正・安全な管理、第三者提供に関するルール、開示や利用停止請求ルール、罰則等について確認します。
4. 職員全員に対し、個別に個人情報保護に関する誓約書を毎年取ります。
5. 利用申込書や自主事業の受付表など個人情報が記載されている書類についての置き場所・鍵のついた書庫への保管など取り扱いルール・手順の確認をミーティングで行い、問題の無いように努めています。
6. 個人情報の保護に関して懸念及び問題が生じたときには区と相談します。区の支持に従って対応し、緊急に事実関係を調査後、区に報告し、適切な改善を進めます。

(イ) 研修計画

ニーズの多様化と要求水準の高まりにより、スタッフは様々な場面で多様な対応が求められます。常に適切な対応ができるように職員全員に研修を実施します。

1. 個人情報保護研修：上記（ア）のとおりです。
2. 接遇研修：採用時の新人研修と全職員を対象にした全体研修を基本に、随時OJTや相互チェックで、接遇についてのレベルを高めていきます。
3. 防災研修：事故や災害などの緊急事態に備え、事故防止研修や避難訓練・防災訓練、AED研修を実施します。
4. 人権研修：「相手の立場に立って考える」を基本に、毎年テーマを決めて人権感覚を磨きます。
5. 定例ミーティング：日々の業務の中での様々な問題点について討議し、情報を共有することにより、業務の改善・対応の向上を図ります。

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

ウ 緊急時の体制と対応計画

当施設は、保護者同伴での幼児から高齢者まで地域の様々な方が利用されますので、安心してご利用頂くために、「安全最優先」の方針から、事故や犯罪の防止と事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検・チェック表、マニュアルや定期的な訓練により、万全を期します。

一方、勤務者は常時1人なので、状況に応じて適切な対応が取れるように研修、ミーティング等で繰り返し確認いたします。

(ア) 防犯、防災の対応について

日中は職員が常時巡回を行い、閉館時は館内を確認・施錠した後、機械警備を行います。

犯罪と地震・火災等の緊急時に速やかに対応できるよう、対応マニュアル・消防・防災計画・連絡体制を整備します。また年に1回消防署の協力の下、避難訓練及び初期消火訓練を実施しています。

(イ) その他、緊急時の対応について

事故や急病などの緊急事態に対応するため、日頃からその防止に努め、万が一に備えてマニュアルや連絡網を整備し、研修・訓練を行います。

1. 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、各部屋のマニュアルとチェック表による日常点検を行い事故防止に努めます。また、AED操作を含む研修を受講して万が一に備えると共に、事故や急病等の緊急事態となった場合には1人勤務でも慌てることなく利用者の協力を得ながら応急措置、消防・警察への通報等、状況に応じた対応が適切かつ迅速に取れるように、日頃から備えます。

2. 再発防止のための対応策

- ① 事故等が起きた場合は原因を究明し、対応策の策定、マニュアル・チェック表の改訂、記録保存を行います。
- ② スタッフ全員に周知し、事例に基づいた実践的な対応に関する臨時研修を行い、事故再発防止に努めます
- ③ 保土ヶ谷区地域振興課に報告すると共に法人に報告し施設間で共有することによって当法人が管理する施設全体の事故防止につなげます。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

瀬戸ヶ谷スポーツ会館は、地域住民の自主的活動を支援し、相互交流を促進することを目的にした施設です。当法人はこのような設置理念を実現するために、この施設の利用に関して「安全・安心に」「快適に」「地域と共に」をキーワードにした管理運営を行います。

1. 「安全・安心に」

建物・設備の点検を実施し、異常の発見に努めます。異常があれば、危険度、危険の箇所、応急措置の必要性等を勘案しながら対応をします。また、用具、器具等についても破損の有無、また正常な位置にあるか等の点検に努め、利用者にとって安全・安心してご利用いただけるように努めます。

2. 「快適に」

ソフト面では、スタッフと利用者の方のコミュニケーションが重要であり、利用者の方が楽しく快適に過ごせるようにスタッフ一人一人が心がけて接遇します。ハード面では、いつも清潔感を感じていただけるようにこまめな清掃、整理整頓を実行します。

3. 「地域と共に」

地域ニーズを的確に反映しながら運営していくためにも、利用者会議、運営委員会等の意見を尊重し、また、スポーツ会館が地域全体で暖かく見守られ、様々な地域活動、地域の行事等でより積極的に利用していただけるように努めます。

イ 利用促進策

設置理念を実現し、住民の自主的活動や相互交流を促進するためには、できるだけ多くの人に当施設

設を利用してもらう必要があります。利用の促進は次の4点で考えます。

1. 接遇レベルの向上

「ほっとなホスピタリティ」を合言葉に、利用者の方が楽しく快適に過ごせるように「接遇」のレベル向上を図ります。「また、来ようね」が自然に定着することを目指します。

2. 広報の充実

職員自らホームページの更新を行い、自主事業やサークル情報等を紹介します。また施設の情報を季刊でお知らせしていきます。

3. ミーティングルームの活用

ミーティングルームは、会議の目的のほか、囲碁、将棋、麻雀等の目的にも利用していただいています。更に広い用途に拡大していただけるような創意工夫に努めます。

4. 自主事業の開催による利用者サービス

普段ご利用いただいていない世代に向けて自主事業への参加を呼びかけ、施設を知っていただくことにより、個々の活動における瀬戸ヶ谷スポーツ会館の利用促進を図ります。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について (※地区センターのみ該当)

ウ 利用料金の設定について

該当なし

(4) 施設の運営計画

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

オ 利用者サービス向上の取組

カ ニーズ対応費の使途について (※地区センターのみ該当)

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

利用者からの意見や要望、苦情等については、日頃スタッフが、利用者から直接お聞きし、その旨を施設運営に反映させるよう心掛けています。これ以外にも次の方法などで、ニーズの把握に務めます。また、収集した利用者ニーズを、スタッフミーティング等で検証・精査し、施設運営に反映させます。

1. 運営委員会及び利用者会議を毎年定期的を開催し、利用面に関する意見を求めます。
2. 来館者アンケートを毎年1回以上実施するほか、ご意見箱でニーズを把握します。
3. 個別の自主事業や特定のテーマに関して、参加者や関係者にアンケートを実施します。

オ 利用者サービス向上の取組

サービスの提供は経営方針の中の「ニーズに応え、利用者満足度の向上に努める」という考え方に基づき、次の考え方でサービス向上に努めます。

1. ニーズの把握

多様な手段を用いて地域や利用者の意見を集めることによりニーズを的確に把握し、それを踏まえたサービスを提供します。また、現在利用していない潜在的利用者の発掘のために広報やホームページを活用します。

2. 対応技術・方法の向上と利用者の視点での職員の対応

施設運営の基本となるのは、スタッフと利用者のコミュニケーションです。

スタッフは「相手の立場に立って考える」を基本に、様々な世代や目的の人が一緒に利用する施設としてのルール理解に努め、お互いへの思いやりに配慮しながら業務にあたります。

3. 安心・安全なご利用と、建物・設備等の清潔な維持管理

スタッフは安心・安全にご利用いただけるよう、日々設備の点検や清掃を行い、清潔に維持できるように努めます。

4. その他

令和元年度よりスピード・性能ともに向上した複合機を設置し、利用いただいております。

カ ニーズ対応費の使途について

該当なし

事業計画書(4)

(4) 施設の運営計画

キ 本市重要施策に対する取組

キ 本市重要施策に対する取組

1. 個人情報の保護・管理

個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例の規定に従い、当法人においても「特定個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を作成しております。また、職員の研修を実施することにより周知・徹底をはかり、利用者から収集する個人情報を必要最小限にとどめ、その取扱いについては十分に注意を払うことにより、個人情報の保護に努めます。

2. 人権・接遇にかかる研修

「相手の立場に立って考える」を基本に、人権や接遇の研修を毎年実施しています。国籍やLGBTなどの新たな人権課題にも対応できる内容での研修を実施することにより、あらゆる利用者に対して思いやりの心で接し、公平公正にご利用いただけるよう努めます。

3. 防災研修

安心してご利用いただくために事故等の防止につとめ、マニュアルや防災等の計画を整備し、年1回ご利用者と共に避難訓練、初期消火訓練、AED研修を実施しております。

4. 市民の健康づくり支援

高齢者の方々の日々の健康維持にかかせない生涯学習施設としてご利用いただいております。地域住民の介護年齢の引き上げにつなげていけるよう努めます。

5. シニア・女性の活躍

勤務先は徒歩圏内であり、勤務日は月単位のシフト制、定年退職者のキャリアを施設運営に生かせる環境、子育て中の女性でも家庭と仕事の両立がしやすく働きやすい条件を備えており、地域のシニア世代・子育て世代の活躍の場として貢献しております。

6. 地域経済活性化

横浜市中心小企業振興基本条例にのっとり、施設の修繕や帳票印刷・物品の購入を、市内・区内の中小企業者へ優先的に発注するように努めます。

7. ごみ減量・リサイクル

瀬戸ヶ谷スポーツ会館での廃棄物の処理にあたり分別の徹底を図り、リサイクルへの取り組みを進め、横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜 G30 プラン）の推進に協力いたします。

(5) 自主事業計画**1. 自主事業計画に対する基本的な考え方**

スポーツ会館は、「地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場」として存在する「地域コミュニティの拠点」です。

自主事業は、仲間作りや自主的な活動を活性化させ、良好な地域コミュニティの醸成を支援することも目的の一つだと考えます。単に人気があるものを取り入れるのではなく、生涯学習の一環としての「学びの場」であり、「特技・技術を活かす場」「自己を成長させる場」となるように地域住民の目的意識に応じた事業を展開することが重要であると考えます。

2. 自主事業の特徴及び開催の方向性について

施設の規模として、体育室は卓球台がやっと4台置ける程度の広さであり、天井が低いためバドミントン、バレーボール等は不可能という物理的な制約を受けています。また、ミーティング室は、一度に18人程度の利用が可能ですが、十分余裕のあるスペースとはいえません。こうした施設の性質を踏まえ、一度に多数の参加者を見込む企画ではなく、少人数を対象とし、好評な事業を数回に渡り開催するなど工夫をしながら開催していくことが重要であると考えます。

① 地域の特性やニーズの反映

新規事業の企画に際しては、利用者会議や来館者アンケートだけでなく、自主事業参加者アンケートでどのような事業を望んでいるかを聞き、ご意見を反映させていきます。

② 健康のための軽運動や子育て支援の講座

施設の利用者には高齢者、成人の女性の比率が高く、健康問題に関心が高い実情を踏まえ、健康と軽運動を組み合わせた事業を今後も引き続き実施していきます。また、親子リトミックなどの子育て支援のための講座も好評であり今後も継続して開催します。

③ テーマ設定からの企画立て

施設の利用者に高齢者が多い現状を踏まえながら、「歴史散策」のような他世代交流を目指した企画や、「遊びを通して学ぶ」をテーマにした小学生対象のお楽しみ工作など、より一層楽しい企画を立てていきたいと考えます。

(6) 施設の維持管理計画

建物設備の安全性と清潔感は、スタッフ接遇とならび、利用者への印象に大きな影響を与えますので、最も重視して維持を図ります。

① 建物・設備等の保守管理

建物・設備の保守管理等のため、「建物設備管理計画」を策定し、実施します。さらに、建物・設備等については、日頃からスタッフが館内の点検や日常清掃の際に、併せて点検を行い、不具合のある箇所を報告するとともに、軽微な修理はスタッフの手で行い、経費の節減に努めます。

また、高額に及ぶ場合や施設運営に支障を来すことが予想される箇所で、大規模な修繕を伴う場合には、毎年、保土ヶ谷区役所に修繕の申請を行います。

② 清掃計画

「建物設備管理計画」に基づいて、委託専門業者により、床清掃を年 2 回、窓ガラス清掃を年 1 回実施します。日常清掃は、「日常清掃チェック表」に従ってスタッフが行います。

③ 植栽等の管理

植栽の管理は、首都高速道路(株)の管轄ですが、敷地内の除草や簡単な植栽の手入れはスタッフが行います。

④ 保安警備計画

清掃状況のチェックとあわせ、安全確保、と事故や犯罪を未然に防ぐため、スタッフが館内見回りを常時実施します。

(オ) 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館管理計画表

項目	業務	内容	実施	年回数	実施月
清掃等	清掃業務	日常清掃	職員	毎日	毎日
		床面清掃	委託	2	6, 12 月
		窓ガラス清掃	委託	2	6, 12 月
		カーペットシャンプー	委託	2	6, 12 月
		空調機フィルター清掃	職員	6	奇数月
		網戸清掃	委託	2	6, 12 月
	衛生管理	害虫駆除	委託	2	6, 12 月
建物等	機械警備点検	機械警備	委託	毎日	毎日
	消防用設備保守点検	総合機能点検	委託	2	5, 11 月
	ウォータークーラー水質検査	清掃・水質検査	委託	1	9 月
	非常用通報装置点検	定期点検	委託	2	5, 11 月

(7) 収支計画 (収入計画)

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について (※地区センターのみ該当)

ア 収入計画の考え方について

1. 基本的考え方

指定管理者制度が、「住民サービスの向上」と「経費の節減」を目的として導入された経緯を重視し、当協会は様々な取組みをして収入の増加を図り、法人自体の経営を安定確保することによって、利用者に有効に還元しサービスの向上を図ることを基本に収入計画を作成すべきであると考えます。

2. 収入計画の特徴と独自性

当協会は、「区民利用施設の管理運営」を通して、「区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする」公益的な団体のため、協会の収入は横浜市から支払われる指定管理料が、非常に大きな割合を占めています。

さらに、指定管理者業務に付随して生じる自主事業収入、自動販売機収入等はいずれも貴重な財源となっています。第三期指定管理期間開始の平成 28 年度より、法人が管理する他施設との一括契約によるメリットを活かして新たな自動販売機設置業者と契約し、自動販売機の売り上げ手数料の更なる確保を目指していきます。

イ 増収策について

該当なし

(7) 収支計画 (支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

ウ 支出計画の考え方について

1. 基本的な考え方

当法人は運営に当り、より少ないコストで質の高い利用者満足度を追求することを基本においています。限られた予算で人員を効率的に使い、適正な経費の支出に努め、その成果をサービスの向上や設備改善に充当しながら、利用者満足度の向上を図ります。

具体的に支出の費目ごとに見ると、施設運営に直接関わる人件費、管理費が全体の支出の約85%を占めておりますが、施設の管理運営を業務とする以上必然であると考えます。

ただし、管理費については、横浜市が標榜する環境行動都市に直接関係する問題として捉え、こまめに不用な照明のスイッチを切ることや節水に注意を払う日常の中で、スタッフの意識を徹底させ、また、利用者の理解と協力を得つつ経費を節減することが強く求められていると考えます。

2. 具体的な計画

当法人は、この5年間管理費等を抑えてきた手法を継続し、管理費や事務費、その他経費の削減と効率的な運営を図ります。

① 管理費の節減

日常の中で節水や空調管理を実践することが、単に管理費の節減という問題に留まらず、横浜市の標榜する「環境行動都市」の実現に向けた行動であることを、スタッフに徹底すると同時に利用者の理解と協力を求め一体的な取組みを行います。

② 協会のスケールメリットを活かす経費削減

a. 法人本部の役割を果たしている事務局が一括して経理処理や契約等を行うことで、通常よりも安い価額で目的を実現し、経費の削減につなげます。

b. 会計経理、労務管理の協会事務局による一体的実施

c. 電気設備保守、消防設備保守、清掃等の業務委託の共同化によるコストの低減

d. 設備総合巡視点検等による予防保全の観点からの重大不具合の予防（間接的に修繕費の支出を予防できると考えます。）

③ 人材の効率的活用

点検・確認、清掃等の作業では、マニュアルやチェック図表を整備して、業務を簡素化し、担当者の負担を減らすことにより作業効率の向上を図り、生じた時間を利用者サービスに向けます。

令和3年度 瀬戸ヶ谷スポーツ会館 自主事業別計画書

(様式3)

団体名 一般社団法人
保土ヶ谷区区民利用施設協
会

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
1. 第1回 親子リトミック教室	1才半以上未就園児と保護者	22,274	7,274	15,000	22,274	0	
	15組30名						
	1,000円/4回						
2. 第1回 ガイド付きウォーキング	一般	11,000	6,500	4,500	7,000	0	4,000 (保険代)
	15名						
	300円						
3. 第1回 ナイトヨガ	一般	11,137	8,137	3,000	11,137	0	
	15名						
	300円						
4. 小学生 卓球Day	小学生	0	0	0	0	0	
	定員無し(3回)						
	無料						
5. 跳び箱・鉄棒・マット運動 特訓体育教室	小学生	0	0	0	0	0	
	10名						
	100円						
6. 小学生お楽しみ工作	小学生	22,704	22,704	0	16,704	6,000	
	定員無し(3回)						
	無料						
7. 第2回 ガイド付きウォーキング	一般	11,000	6,500	4,500	7,000	0	4,000 (保険代)
	15名						
	300円						
8. 第2回 親子リトミック教室	1才半以上未就園児と保護者	24,274	9,274	15,000	22,274	2,000	
	15組30名						
	1,000円/4回						
9. 第2回 ナイトヨガ口	一般女性	11,137	8,137	3,000	11,137	0	
	15名						
	300円						
10. リンパマッサージ	一般	11,137	8,137	3,000	11,137	0	
	15名						
	300円						
11. 子育てサロン「ポテト」	一般	0	0	0	0	0	
	定員なし(12回)						
	無料						
事務費		21,337	21,337				21,337
合計		146,000	98,000	48,000	108,663	8,000	29,337

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

令和3年度 瀬戸ヶ谷スポーツ会館 自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会 （様式4）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
第1回 親子リトミック教室 ～音・リズム遊び～	親子のスキンシップを深めるとともに、音楽に合わせて体を動かすことによって、幼児の五感の発達を促し、集団での遊びを楽しむ。入園体験の場とし、親同士の交流の場とする。	上半期 全4回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
第1回 ガイド付きウォーキング (新緑の季節)	普段歩かない町を歩き、その町の空気や歴史に触れることで、今までとは異なる精神面、肉体面の更なる活性化を図り、健康増進につなげる。	上半期 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
第1回 ナイトヨガ	お仕事をされている方にも参加していただけるヨガ教室。1日の疲れをとり心地よい眠りを誘う。	上半期 全2回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
小学生 卓球Day	長期休み前の1日、体育室の個人利用時間帯を小学生に開放。卓球を通じて身体を動かす楽しさを知ってもらう。また、ルールを守って安全に利用することを学んでもらう	夏 冬 春 全3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
小学生お楽しみ工作	親子のスキンシップを深めるとともに、音楽に合わせて体を動かすことによって、幼児の五感の発達を促し、集団での遊びを楽しむ。入園体験の場とし、親同士の交流の場とする。	夏休みほか 全3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
跳び箱・鉄棒特訓体育教室	体育指導者からマット、跳び箱、鉄棒の指導を受け、苦手を克服する。子どもの心身の健全な成長の手助けをする。 (小学生対象)	夏休み中 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
第2回 親子リトミック教室 ～音・リズム遊び～	親子のスキンシップを深めるとともに、音楽に合わせて体を動かすことによって、幼児の五感の発達を促し、集団での遊びを楽しむ。入園体験の場とし、親同士の交流の場とする。	下半期 全4回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
第2回 ガイド付きウォーキング (紅葉の季節)	普段歩かない町を歩き、その町の空気や歴史に触れることで、今までとは異なる精神面、肉体面の更なる活性化を図り、健康増進につなげる。	下半期 1回

(様式4)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
第2回 ナイトヨガ	お仕事をされている方にも参加していただけるヨガ教室。1日の疲れをとり心地よい眠りを誘う。	下半期 全2回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
リンパマッサージ	毎日を過ごすための健康な身体作りを目指して、身体のバランスを整え、健康維持を目指す。	下半期 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
子育てサロン	地域支援・協力事業として、子育てサロンを開催。乳幼児と保護者の交流の場とする。	4月～3月 第3金曜日 全12回

令和3年度 瀬戸ヶ谷スポーツ会館自己評価表

目標設定の視点	計画内容及び運営目標	計画内容及び運営目標に対する実績	今後の取組(改善計画)	自己評価
利用者サービス	事業計画書 (2)イ 地域特性、地域ニーズ： 中高年者の健康を目的とした自主事業の実施、こども対象の自主事業の実施			
	ウ 公の施設としての管理： 利用上のルールを周知させ、公平・公正性の確保に努める エ 利用者ニーズの把握と運営の反映 利用者アンケートを基にニーズを反映した自主事業を実施する			
	(4)オ 利用者サービス向上の取組： こどもと成人と一緒に利用する際の、ルールの理解や高齢者への配慮、また他人と協調しながら行動するなど、協調性をスタッフが配慮しながら業務にあたり、安全・安心な利用を推進。怪我の予防につなげ怪我ゼロを目指します。			
	業務運営	事業計画書 (3)ウ 緊急時の体制と対応計画： 緊急連絡網を使った情報伝達、避難訓練・AED研修、消火訓練の実施		
(4)イ 利用促進策： ①個人利用時間帯における小学生・家族の利用促進 ②ホームページを随時更新し自主事業やサークル情報の更新に努める ③会員が減少傾向にあるサークルに対し体験教室を開催、入会の呼びかけをするなど、会員を増やすお手伝				

	いをしながら利用人数の減少に努める			
	キ 本市重要施策に対する取組： シニア世代・子育て世代の活用			
	(5) 自主事業計画： 地域住民の健康づくり支援として「健康ウォーキング」の開催 夜間の時間帯で「ナイトヨガ」を開催 長期休み前に「小学生おたのしみデー」を開催			
	(6) 施設の維持管理計画： 軽微な修理はスタッフで行い経費の節減に努める			
職員育成	事業計画書 (3) ア 管理運営に必要な組織、人員体制： スタッフの7名体制の維持			
	イ 個人情報保護などの体制と研修計画： 個人情報保護・接遇・人権・AED体験などの研修を実施 ミーティングにおける情報・「ヒヤリハット」の共有			
財務	事業計画書			
	(7)ウ 支出計画 継続的な経費節減に心がける			
その他 (上記4つの視点以外の項目があれば追記)				
利用者等の意見	利用者等の意見の把握方法 ① 自主事業参加者へのアンケートの実施 ② ご意見箱での意見・提案の収集 ③ 利用者会議（年1回） ④ 利用者アンケートの実施	意見、要望に対する対応		

《自己評価》

A：計画、目標を上回って実施

B：計画、目標を保持して実施

C：計画、目標を下回って実施

※「利用者等の意見」は、計画内容及び運営目標欄に利用者等から寄せられた意見・要望を、計画内容及び運営目標に対する実績・今後の取組（改善計画）欄に意見等に対する対応を記載